

磐 監 第 125 号

令和6年1月29日

磐田市議会議長 鈴木喜文様

磐田市監査委員 中野 純

同 東 功 一

同 芥川 栄 人

定期監査結果及び工事監査の報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

令和5年度

定期監査結果報告書
(第4回)

磐田市監査委員

定期監査結果報告

1. 監査の対象、期間及び監査日

対 象		監 査 日	
部 課 名	期 間		
建 設 部	道 路 河 川 課	令 和 5 年 4 月 から 令 和 5 年 9 月 まで	令 和 5 年 11 月 28 日
	都 市 整 備 課	令 和 5 年 4 月 から 令 和 5 年 9 月 まで	令 和 5 年 11 月 28 日
	建 築 住 宅 課	令 和 5 年 4 月 から 令 和 5 年 9 月 まで	令 和 5 年 11 月 28 日
	都 市 計 画 課	令 和 5 年 4 月 から 令 和 5 年 9 月 まで	令 和 5 年 11 月 28 日
健 康 福 祉 部	国 保 年 金 課	令 和 5 年 4 月 から 令 和 5 年 10 月 まで	令 和 5 年 12 月 25 日
	高 齢 者 支 援 課	令 和 5 年 4 月 から 令 和 5 年 10 月 まで	令 和 5 年 12 月 25 日

2. 監査の方法

磐田市監査基準に基づき実施した。提出された監査資料、関係帳票及び証ひょう書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、事務執行が関係法令に基づき適正に執行されているかどうかを監査した。

3. 監査の結果

監査した事務は、概ね適正に処理されていると認められたが、一部において改善・検討を要する事項が見受けられた。その監査結果の概要は、次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度、関係職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

【建設部 道路河川課】

指摘事項

現金の取扱いについて、複写機使用料を過徴収し、その後の立替払いによる返金、保管現金の確認不足、つり銭資金から一般会計への誤った払い込み、私金からのつり銭資金への補填など複数の不適正な取扱いが見受けられた。財務諸規程の基本事項を遵守し、厳正な現金の取扱いをされたい。

所見（要望事項）

領収書の取扱いについて、宛名や首標金額を空欄のまま交付する事例が見受けられたので、財務諸規程の基本事項を遵守し、適正に処理されたい。

【建設部 都市整備課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

公園用地の借地について、契約時の借地料算定に誤りが見受けられたので、算定の根拠となる数値や算定方法を十分確認のうえ手続きをされたい。

【建設部 建築住宅課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【建設部 都市計画課】

指摘事項

外郭団体の会計事務について、未決裁の出金や複数回の立替払いなど不適正な処理が見受けられた。磐田市準公金の取扱い基準に則り、厳正に処理されたい。

所見（要望事項）

特になし

【健康福祉部 国保年金課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【健康福祉部 高齢者支援課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし